

【地域公共交通事業者人材確保支援事業（免許取得支援）交付要綱】	
1 補助対象期間	令和7年12月21日～令和8年11月20日
2 申請期間	～令和8年12月18日 ※ただし、予算の範囲とするため、満額交付決定できない場合がある
3 補助額	補助対象経費(税抜き)に1/4を乗じた額(1,000円未満切捨、上限10万円) 例：補助対象経費：30万円 補助額：7万5千円 例：補助対象経費：50万円 補助額：10万円
4 申請手順	①【交付申請】事業者→タクシー協会へ提出 補助金交付申請書(様式第1号)、事業実績報告書(様式第8号)、算定基礎資料、領収書等(支払日付・内容・免許取得者が対象の支払であると分かるもの：請求書、領収書、通帳の写し)、 <u>国の補助を活用した場合は交付決定通知の写しを添付すること</u> 【債権者登録】事業者→県 ②【交付決定通知】タクシー協会→事業者へ送付 ③【補助金請求書】事業者→タクシー協会 補助金請求書(様式第10号) ④【補助金支払】県→事業者
5 補助対象者	採用後、3か月以上継続して運転士として雇用される人 ※採用予定の従業員や事務員が運転士に転換する場合も含む
6 補助対象経費	大型・二種免許取得、特例講習受講費用、AT限定解除講習費用 ※補助対象期間内に二種免許の取得、費用の支払いを終えること ※大型二種免許取得の場合は、算定基礎資料の備考欄にタクシー事業に従事する旨を記載すること
7 対象外経費	運転免許センターで支払う手数料(試験手数料、交付手数料等) 一種免許取得費用